

一、本會ニ、三百圓貸付ルヲ以テ、海ニ蠶業ヲ営ムル
ノ設立金アリトシテ、又、本會ニ在リテ、支給スルモノハ
リ、且、又、本會ニ在リテ、支給スルモノハ、
ハ、母々、本會ニ在リテ、支給スルモノハ、
志ニ付ルモノハ、
事實ニ付ルモノハ、
(編即)

編即者 堀内 良 夫

編案者 谷古 和 尚

了。本會共濟聯合會、本會員ノ自由ニ付ルモノハ、

編案者 堀内 良 夫

(結果)

本會共濟聯合會、本會員ノ自由ニ付ルモノハ、

△△△△

財團法人協働會大阪支所

18、臨時職工制度撤廢ノ件

(結果)
賛成意見多數ニシテ可決
場合ノ資金ニハナリ難キヲ以テ之ヲ一時金拂ニスルカ、
年金拂ニスルカハ本人ノ自由ニスベク改正セラレ度シ

提案者 大阪向上會

説明者 山 田 角 助

(説明)

現在大阪砲兵工廠ニ於テハ二ヶ月間使用シ、一日休マセ
テ解雇ノ形式ヲ執リ又、臨時職工トシテ使用シ、東京砲兵
工廠ニ於テハ五ヶ年間モ引續キ臨時職工トシテ使用シツツ
アリ、實際上變則ナルモノト認メラルルニ依リ、撤廢セラ
レタシ